

令和3年度OIH（大阪イノベーションハブ） 大学発スタートアップ創出プロジェクト業務 プロポーザル実施要領

公益財団法人大阪産業局では、大阪でのスタートアップ・エコシステムの構築と大学の優れた研究シーズを産業界や大学以外の人材等と繋げていくため、大学発研究シーズを活用した事業化推進に向けて、「令和3年度OIH（大阪イノベーションハブ）大学発スタートアップ創出プロジェクト業務」を実施します。この事業については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

1. 案件名称

令和3年度OIH（大阪イノベーションハブ）大学発スタートアップ創出プロジェクト業務

（1）事業の趣旨・目的

大阪には多くの大学が集積し、社会実装が期待される大学発研究シーズ（以下、「研究シーズ」という。）が存在しており、大阪府下の大学の研究シーズを活用して新たなビジネス創出につなげていくことは、大阪におけるスタートアップ・エコシステム並びに、京阪神全体のスタートアップ・エコシステムの推進において、グローバルに活躍するスタートアップを創出するためには、非常に重要な要素となっている。

しかしながら、研究内容を社会実装したいと考える研究者はいるものの、事業化や経営に関するビジネスなどを考える時間が無いこと等から、研究者自らが起業するといった動きはまだ活発ではない。

一方で、研究シーズを活用して事業を立ち上げたいと考える経営人材候補は、大企業やビジネススクール等に多くいるものの、効果的に大企業等の人材と研究シーズのマッチングにつながる場が少ないため、大学発の研究シーズを活用したスタートアップ創出が、活発ではない現状がある。

そこで本業務では、新規事業創出やオープンイノベーション等に関心を持っている大企業等より経営人材候補を集め、研究者や研究シーズ等と効果的なマッチングを行う仕組みづくりに取り組み、大阪における大学発スタートアップ創出の推進をめざすものである。

また、本業務を通じて、ライフサイエンスやヘルケア等大阪が強みとする分野において、大学発の研究シーズが2025年開催予定の大阪・関西万博等に向けたイノベーション創出の機会となり、大阪におけるスタートアップ・エコシステムの循環に大きく貢献していくことをめざす。

■ O I H 大学発スタートアップ創出プロジェクトの目標

令和5年度末までに本取り組みを通じて、大学発スタートアップの創出：4件

令和3年度の成果指標としては、大学発スタートアップの創出に向け、大学発研究シーズを活用したビジネスプランの仮説20件を出すことを目標とする。

<目標達成までの目安>

①令和3年度の目安：大学発研究シーズを活用したビジネスプランの仮説策定 20件

②令和4年度の目安：CEO等の経営人材候補とのマッチング 10件

③令和5年度の目安：大学発スタートアップの創出 4件

※②、③については次年度以降の実施事業者に委託するものとし、本業務については令和3年度のみ対象とする。

(2) 業務内容

令和3年度 O I H (大阪イノベーションハブ) 大学発スタートアップ創出プロジェクト業務委託仕様書(別紙1)による。

(3) 契約上限額

14,000千円(税込)

(4) 契約期間

令和3年8月16日から令和4年3月31日まで

(5) 履行場所

発注者の指定場所

2. プロポーザル概要

(1) 名称

令和3年度 O I H (大阪イノベーションハブ) 大学発スタートアップ創出プロジェクト業務プロポーザル(以下、「プロポーザル」という。)

(2) プロポーザル参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体(以下「共同企業体」という。)であること。また、「(a) 単独で参加した事業者は、共同企業体の構成員になることはできない」「(b) 各構成員は、複数の共同企業体の構成員となることはできない」、これら(a)(b)に、留意して申請すること。

なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員も以下の要件に該当すること。

①次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

- イ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者
- ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者
- エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者
- ク 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

②民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく健全であると認められる者でないこと。

③府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。

④府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

⑤消費税及び地方消費税を完納していること。

⑥大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

⑦大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者（①キに掲げる者を除く。）又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者（①キに掲げる者を除く。）でないこと。

⑧府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

（3）公募期間

令和3年7月6日（火） から 令和3年7月27日（火）

（4）質問について

プロポーザルに関する質問については、令和3年7月12日（月）午後5時までに、以下までお問合せください。

問い合わせ先：e-mail: soumu@sansokan.jp 担当：総務部 村田

【質問について】

- ・件名に【O I H大学発スタートアップ創出プロジェクト業務】質問と明記してください。
- ・発信者名（所属名・担当者名）及び返信先電子メールアドレスを必ず記載してください。

また、ご質問の回答については、令和3年7月19日（月）（予定）に、大阪産業局 WEB サイトにて公開いたします。[\(https://www.obda.or.jp/\)](https://www.obda.or.jp/)

（5）プロポーザル書類の提出について

「プロポーザル提出書類」（(6)に記載）を、提出期限までに持参、もしくは郵送で提出すること。

提出期限：令和3年7月27日（火）午後5時 必着

提出先：大阪産業創造館13階 大阪産業局 統括室総務部 宛

(〒541-0053 大阪市中央区本町1丁目4番5号 大阪産業創造館13F)

（6）提出書類

①提出書類：

ア 応募申込書（様式1）

イ 企画提案書（様式2）

審査の際の匿名性を担保するため、記名・押印等が必要な表紙等を除く企画提案書本文の記載にあたっては、提案者名等、提案者を特定できる文言を使用しないこと。

ウ 応募金額提案書（様式3）

エ 事業実績申告書（2年間程度の実績）（様式4）

オ 共同企業体で参加の場合

共同企業体届出書（様式5）

カ 誓約書（様式6・様式7）

※様式6及び7については、共同企業体で参加する場合も、参加企業全てが提出すること。

キ 会社・団体概要

②提出部数：各 正本1部、副本5部

(7) 提案内容のプレゼンテーション並びにヒアリングの実施

①日時：令和3年8月2日（月）午後（予定）
（時間帯は、各社に後日メールにて通知します。）

各社40分まで、出席者は1社3名まで

②場所：大阪イノベーションハブ

3. 企画提案の決定

(1) 選定委員会の設置

参加企業の中から企画提案を決定するため、別に、「令和3年度OIH（大阪イノベーションハブ）大学発スタートアップ創出プロジェクト業務委託企業選定要領」を定め、選定委員会を設置する。

(2) 選定委員会の開催

開催日時：令和3年8月2日（月）午後（予定）

(3) 最優秀提案企業の決定

選定委員会の選定結果に基づき、理事長が最優秀提案企業を決定する。

4. 結果の通知

提案事業者全員に、結果を文書で通知する。（令和3年8月9日（月）（予定））

5. 留意事項

- ① 企画提案の審査は提出された内容に基づいて行うが、具体的な内容については委託企業選定後の打ち合わせにより決定する。
- ② 応募に要する費用は、すべて参加企業の負担とする。
- ③ 提出書類等は、返還しない。
- ④ プロポーザル参加により、知り得た秘密を第三者に漏らすことを禁じる。

6. 関係資料等

【別紙1】 令和3年度OIH（大阪イノベーションハブ）大学発スタートアップ創出プロジェクト業務委託仕様書